

**平成25年度  
山口県介護支援専門員協会  
代議員総会**

**日時：平成25年5月18日（土）**

**午後1時から午後2時まで**

**場所：山口県セミナーパーク 社会福祉研修室**



# も く じ

総会次第	2
報告事項	3
平成24年度補正予算について	
細則変更について	
上程議案	9
第1号議案 平成24年度事業報告について	
第2号議案 平成24年度決算報告について	
第3号議案 平成25年度事業計画(案)について	
第4号議案 平成25年度収支予算(案)について	
第5号議案 規約改正について	
会則・細則	42
各地域協(議)会連絡先名簿	49
日本介護支援専門員協会 介護支援専門員 倫理綱領	51

# 総 会 次 第

## 1 開会

## 2 報告事項

- (1)平成24年度補正予算について
- (2)細則変更について

## 3 上程議案

- 第1号議案 平成24年度事業報告について
- 第2号議案 平成24年度決算報告について
- 第3号議案 平成25年度事業計画(案)について
- 第4号議案 平成25年度収支予算(案)について
- 第5号議案 規約改正について

## 4 閉会

# 報 告 事 項

(1) 平成24年度補正予算について

(2) 細則変更について

上記について、理事会をもって承認したことを報告する。



平成24年度 収支補正予算  
山口県介護支援専門員協会

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

収入の部

(単位：千円)

科 目		当初 予算額	今回 補正額	補正後 予算額	摘 要
款・項	目				
1	会費収入	10,000	△ 747	9,253	
	1 会費収入	10,000	△ 747	9,253	会員@2,000×1,296人 日本協会会費@5,000×1,296人 日本協会入会金@1,000×181人
2	受託金収入	1,645	0	1,645	
	1 受託金収入	1,645	0	1,645	実務従事者基礎研修に係る業務 1,645,000円（山口県より）
3	助成金収入	303	0	303	
	1 助成金収入	303	0	303	平成23年度会員名簿取扱に係る業務
4	寄付金収入	1	0	1	
	1 寄付金収入	1	0	1	
5	事業収入	9,688	△ 2,197	7,491	
	1 事業収入	9,688	△ 2,197	7,491	各種研修参加費、広告掲載料
6	雑収入	1	0	1	
	1 雑収入	1	0	1	預金利息等
	当期収入合計	21,638	△ 2,944	18,694	
	前年度繰越金収入	576	0	576	前年度繰越金
収入合計		22,214	△ 2,944	19,270	

支出の部

(単位：千円)

科 目		当初 予算額	今回 補正額	補正後 予算額	摘 要
款・項	目				
1	運営費	2,070	△ 842	1,228	
	1 会議費	1,120	△ 512	608	常任理事会 65 理事会 255 部会運営費 150 (組織総務・広報事業・調査研究 ・生涯研修・公益事業) 監査 4 代議員総会 44 各地域代表者会議 90
	2 旅費	270	△ 50	220	役職員旅費 220
	3 事務費	680	△ 280	400	役務費、需用費 400
2	事業費	9,914	△ 1,708	8,206	
	1 調査広報費	811	△ 175	636	ホムページ管理 175 介護支援専門員協会だより 361 調査研究 100
	2 研修費	8,680	△ 1,433	7,247	第9回ケアマネジメント研究大会 973 介護支援専門員実務従事者基礎研修 3,645 実務従事者事務研修 406 スーパービジョン(実践編) 73 精神疾患の基礎知識と支援 349 CM模擬試験 636 (新) 公開事例検討会 173 (新) 対人援助基礎知識(SVの基礎) 334 スーパービジョン(初級編) 422 (新) 法改正について 0 (新) ターミナルケア研修 236 介護支援専門員試験事前講習会 0
	3 福祉増進費	120	△ 100	20	20
	4 活動助成費	303	0	303	303
3	負担金	10,225	△ 539	9,686	
	1 負担金	10,225	△ 539	9,686	事務委託金 2,880 共益費 100 日本介護支援専門員協会入会金 181 日本介護支援専門員協会年会費 6,480 山口県介護保険関係団体 連絡協議会会費 30 山口県社会福祉協議会会費 15
4	予備費	5	145	150	
	1 予備費	5	145	150	150
支出合計		22,214	△ 2,944	19,270	

# 山口県介護支援専門員協会 細則改正 対照表

## 改正前

## 改正後

第2編 通則  
 第1章 会費  
 (会費の額)  
 第2条 会則第7条における本会の会費を次に掲げる額とする。  
 (1) 山口県介護支援専門員協会  
 年会費 2,000円  
 (2) 日本介護支援専門員協会  
 入会金 1,000円  
 年会費 5,000円  
 (納付会費)  
 第3条 一旦納付した会費は事由の如何を問わず、返還しない。  
 第4章 代議員  
 第7条 日本介護支援専門員協会代議員は、日本介護支援専門員協会の社員(代議員)選出細則に定めるものとする。  
 2 山口県介護支援専門員協会代議員は、毎年2月20日現在の会員数を基に20人に1人の割合とする。  
 第6章 旅費の支給  
 第11条 本会の旅費については以下のとおりとする。

交通費	1キロメートルにつき20円の車賃を支給する。 ただし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとし、また、同乗の場合は同乗した者の旅費は支給しないこととする。
旅行雑費	県外 2,400円
	県内 なし
宿泊費	県外 10,900円
	県内 9,800円

第2編 通則  
 第1章 会費  
 (会費の額)  
 第2条 会則第7条における本会の会費を次に掲げる額とする。  
 (1) 山口県介護支援専門員協会  
年会費 3,000円  
 (2) 日本介護支援専門員協会  
 入会金 1,000円  
 年会費 5,000円  
 (納付会費)  
 第3条 一旦納付した会費は事由の如何を問わず、返還しない。  
 第4章 代議員  
 第7条 日本介護支援専門員協会代議員は、日本介護支援専門員協会の社員(代議員)選出細則に定めるものとする。  
 2 山口県介護支援専門員協会代議員は、毎年2月20日現在の正会員数を基に20人に1人の割合とする。  
 第6章 旅費の支給  
 第11条 本会の旅費については以下のとおりとする。

交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1キロメートルにつき20円の車賃を支給する。<u>また、自宅から一般道を利用して45キロメートルを超える者が、高速道路を利用した場合には高速道路の利用料金も支給する。</u></li> <li>• ただし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとし、また、同乗の場合は同乗した者の旅費は支給しないこととする。</li> </ul>
旅行雑費	県外 2,400円
	県内 なし
宿泊費	県外 10,900円
	県内 9,800円

### 附 則

- 1 この会則は、平成18年5月14日から施行する。
- 2 この会則は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、平成25年4月1日から施行する。



# 上 程 議 案

## 第 1 号議案 平成 2 4 年度事業報告について

(提案理由)

会則第18条第2号に基づき、平成24年度 事業報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成24年度事業報告

11ページ

## 第 2 号議案 平成 2 4 年度決算報告について

(提案理由)

会則第18条第3号に基づき、平成24年度 決算報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成24年度決算報告

22ページ

## 第 3 号議案 平成 2 5 年度事業計画 (案) について

(提案理由)

会則第18条第2号に基づき、平成25年度 事業計画(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成25年度事業計画 (案)

27ページ

## **第4号議案 平成25年度収支予算(案)について**

(提案理由)

会則第18条第1項第3号に基づき、平成25年度 収支予算(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

平成25年度収支予算(案)

31ページ

## **第5号議案 規約改正について**

(提案理由)

会則第18条第1項第1号に基づき、会則の変更について御承認願いたい。

(提案内容)

山口県介護支援専門員協会 会則改正 対照表(案)

33ページ

# 平成24年度 山口県介護支援専門員協会 事業報告書

## I 組織体制

### 1 会員の状況 1,385人（平成25年3月31日現在）

（内訳）

・岩国市	178人	・柳井広域	103人	・周防大島	35人
・周南市	135人	・下松市	89人	・光市	61人
・防府市	63人	・山口市	111人	・宇部市	108人
・山陽小野田市	56人	・美祢市	60人	・下関市	243人
・長門地域	26人	・萩広域	117人		

### 2 日本介護支援専門員協会への入会状況

平成24年度会員数 1,385人（平成25年3月31日現在）

（内訳）

平成24年度新規入会者数 223人

平成23年度からの継続会員数 1,162人（平成23年度会員数 1,332人）

## II 研修に関する事業

### 1 ケアマネジメント研究大会の開催

期 日 平成24年11月11日（日）

場 所 山口県総合保健会館 多目的ホール

参加者 270名（会員254名、非会員14名、学生2名）

内 容 基調講演

利用者理解を深める実践 ～利用者は介護支援専門員に何を託すのか～  
日本介護支援専門員協会 常任理事 鷲見よしみ

研究発表

- ・「認知症になっても安心して住み続けられるまちづくりに向けて」  
～認知症セミナーの取組み～

防府市地域包括支援センター 小野泰子

- ・多種職連携 ～医師会との懇談会を通して～

宇部市介護支援専門員協議会 大久保千絵

- ・「C.S.（ケアマネ・サービス事業者）会議の取り組みについて」

指定居宅介護支援事業所 ゆめ風車 角本加寿子

シンポジウム

「あなたがいてよかった」と思ってもらえるケアマネジャーをめざして

シンポジスト

認知症家族を支える会 くるみの会 会長 高呂浩一

日本ALS協会 山口県支部 会長夫人 澤江記子

秋穂幸楽苑 支援相談員・介護支援専門員 坂野公隆

下関市豊北地域包括支援センター 所長 吉村直美

訪問看護ステーションつくし 管理者 松井清之

コメンテーター

日本介護支援専門員協会 常任理事 鷲見よしみ

コーディネーター

山口県介護支援専門員協会 副会長 橘康彦

2 平成24年度介護支援専門員実務従事者基礎研修の開催

期 日 平成24年 8月23日(木)  
9月 1日(土) 3日(月) 19日(水)  
10月 3日(水) 22日(月)

場 所 山口県総合保健会館 2階 第1研修室  
山口県セミナーパーク 大研修室  
山口県セミナーパーク 研修室102、103、202

参加者 104名(修了者100名)

内 容 1日目(8月23日)講習  
講義「意見交換とネットワーク作り」  
講義「ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方」  
橘 康 彦(山口市中央地域包括支援センター 管理者)

2日目(9月1日)講習  
講義「ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理」  
江 上 文 幸(社会福祉法人 希望の丘 地域部長)

3日目(9月3日) 4日目(9月19日)

5日目(10月3日) 6日目(10月22日) 講習  
講義「ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方」  
演習「ケアマネジメント点検演習」  
「ケアマネジメント演習講評」  
松 谷 法 史(特別養護老人ホームはまゆう苑 主任生活相談員)  
田 村 則 子(松寿苑指定居宅介護支援事業所 管理者)  
岩 神 亜 紀(ながやす介護ステーション 管理者)  
高井佳代子(小郡在宅ケアセンター 管理者)

<講師事前打合せ>

【第1回】

期 日 平成24年6月11日(月)  
場 所 山口県社会福祉協議会 福祉人材研修センター  
出席者 3名

【第2回】

期 日 平成24年7月28日(土)  
場 所 山口県社会福祉協議会 福祉人材研修センター  
出席者 4名

3 実務事務研修の開催

期 日 東部:平成24年4月13日(金) 14日(土)  
中央:平成24年5月13日(日) 14日(月)

場 所 東部:下松市地域交流センター やまももホール  
中央:山口県セミナーパーク 研修室103

参加者 東部:56名 中央:86名

講 師 訪問看護ステーションつくし 管理者 松井清之

4 スーパーバイザー養成研修(初級編)の開催

期 日 平成24年 6月6日(水) 8月6日(月) 10月6日(土)  
12月6日(木) 平成25年2月6日(水)

場 所 山口県セミナーパーク 研修室201、203

参加者 23名

講 師 財団法人福岡県社会保険医療協会 大牟田天領病院  
ケアプランセンター 介護支援専門員 梅田真嗣

5 スーパーバイザー養成研修(実践編)の開催

期 日 平成24年4月21日(土) 5月19日(土) 6月10日(日)  
場 所 山口県セミナーパーク 研修室201、202  
参加者 18名  
講 師 財団法人福岡県社会保険医療協会 大牟田天領病院  
ケアプランセンター 介護支援専門員 梅田真嗣

6 公開事例検討会の開催

期 日 平成24年6月11日(月)  
場 所 山口県セミナーパーク 講堂  
参加者 100名  
講 師 財団法人福岡県社会保険医療協会 大牟田天領病院  
ケアプランセンター 介護支援専門員 梅田真嗣

7 『対人援助職者の持つべき知識と技術』研修会の開催

期 日 平成24年5月10日(木) 7月10日(火) 9月10日(月)  
11月10日(土) 平成25年1月10日(木)  
場 所 東部：下松市地域交流センター やまももホール  
周南市熊毛公民館 大会議室  
中央：山口県セミナーパーク 研修室103、204  
参加者 56名  
講 師 山口県民共済指定居宅介護支援事業所 管理者 杉原須美江  
山口短期大学 児童教育学科 准教授 佐藤嘉倫

8 『ターミナル期の支援』研修会の開催

期 日 平成24年8月12日(日)  
場 所 山口県セミナーパーク 講堂  
参加者 117名  
講 師 山口県訪問看護ステーション協議会 会長 廣瀬春美  
【実践事例紹介】  
株式会社和み 松井介護支援事業所 管理者 松井康博

9 『介護支援専門員実務研修受講試験』受験対策全国模擬試験の開催

期 日 平成24年9月1日(土)  
場 所 山口県セミナーパーク 研修室102  
参加者 44名

10 精神疾患の正しい理解と利用者支援を考える研修会の開催

期 日 平成25年1月14日(月) 18日(金)  
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室  
参加者 100名  
講 師 山口大学大学院 医学系研究科 教授 山根俊恵

11 災害対策机上訓練の開催

期 日 平成25年3月11日(月)  
場 所 周南市新南陽総合福祉センター  
参加者 26名  
進行役 株式会社和み 松井介護支援事業所 管理者 松井康博

### Ⅲ 調査・研究に関する事業

#### 1 「山口県における介護支援専門員の現状」

職能団体である介護支援専門員協会の会員数減少といった現状について、専門職として個人の意識を調査、分析し、県協会に何を求めるかの調査を行った。組織活動、内容、連携の見直しに反映できる事を検証することとし、平成25年度山口県介護保険研究大会での発表準備を進める。

### Ⅳ 広報・情報提供

#### 1 山口県介護支援専門員協会ホームページの運営、運用。(会員外でも閲覧が可能)

<http://www.y-cma.jp/>

#### 2 山口県介護支援専門員協会だよりの発行

第1号 平成24年8月31日発行

第2号 平成25年3月31日発行

### Ⅴ 関係機関・団体との協働連携

#### 1 会長、副会長等が関係機関団体の各種委員会の委嘱を受け、会議等に出席した。

##### ① 山口県高齢者保健福祉推進会議

(平成24年4月1日～平成25年3月31日) : 佐々木啓太会長

##### ② 山口県医療審議会

(平成24年6月1日～平成26年9月30日) : 田村則子理事

##### ③ 山口県医療審議会保健医療計画部会

(平成25年2月22日(金)) : 田村則子理事

##### ④ 山口県訪問看護推進協議会

(平成24年12月1日～平成26年3月31日) : 佐々木啓太会長

##### ⑤ 山口県介護保険研究大会 実行委員会

(平成24年4月1日～平成26年3月31日) : 佐々木啓太会長

##### ⑥ 平成24年度山口県介護保険関係団体情報交換会

(平成25年2月21日(木)) : 佐々木啓太会長

##### ⑦ 山口県社会福祉協議会評議員会

(平成24年11月30日～平成25年4月30日) : 佐々木啓太会長

##### ⑧ 山口県福祉人材・研修センター運営委員会

(平成24年6月1日～平成25年3月31日) : 佐々木啓太会長

##### ⑨ 山口市すこやか長寿対策審議会

(平成22年4月1日～平成25年3月31日) : 松永俊夫顧問

##### ⑩ 福祉サービス等調整計画検討委員会

(平成23年4月1日～平成25年3月31日) : 橘康彦副会長

##### ⑪ 第30回介護保険対策委員会・関係者合同会議

(平成24年11月22日(木)) : 佐々木啓太会長

##### ⑫ 山口県地域生活定着支援センター連絡会議

(平成24年8月27日(月)、平成25年2月5日(火)) : 佐々木啓太会長  
橘康彦副会長

##### ⑬ 郡市医師会介護保険担当理事協議会

(平成24年9月27日(木)) : 佐々木啓太会長

##### ⑭ 山口県難病医療ネットワーク協議会

(平成25年1月10日(木)) : 松井康博理事

#### 2 関係機関の各種研修会等にて、来賓、講師等として参加

##### ① 平成24年度訪問看護研修ステップI

(平成24年7月13日(金)) : 橘康彦副会長

##### ② 平成24年度「福祉のしごと」就職フェア

(平成24年8月7日(火)) : 橘康彦副会長

##### ③ 山口県緩和ケア研修会

(平成24年10月14日(日)) : 佐々木啓太会長

### 3 各地域連絡協議会会議、研修等への参加

#### ①会議への参加

防府介護支援専門員協会総会（平成24年4月14日） 佐々木啓太会長

#### ②研修会への参加

美祢市介護支援専門員協会研修会参加（平成24年7月6日） 佐々木啓太会長

防府介護支援専門員協会研修会参加（平成24年7月18日） 佐々木啓太会長

柳井広域介護支援専門員連絡協議会研修会参加（平成24年8月9日） 佐々木啓太会長

長門地域介護支援専門員連絡協議会研修会参加（平成24年9月15日） 佐々木啓太会長

橋康彦副会長

萩広域介護支援専門員協会研修会参加（平成24年11月18日） 佐々木啓太会長

#### ③催しへの参加、広報活動（組織総務部）

防府介護支援専門員協会との協力「愛情防府フリーマーケット」（平成24年10月20日）

美祢市介護支援専門員協会との共催「美祢市福祉の市」（平成24年10月21日）

### 4 日本介護支援専門員協会諸会議等への参加

#### ①日本介護支援専門員協会会議への参加

##### 【第4回定時社員総会】

期 日 平成24年6月17日（日）

場 所 東京 鉄鋼会館

出 席 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）

岩神亜紀理事

松谷法史理事

大久保千絵代議員

##### 【第1回理事会】

期 日 平成24年5月25日（金）

場 所 東京 中央大学駿河台記念館

出 席 者 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）

##### 【第2回理事会】

期 日 平成24年9月7日（金）

場 所 東京 中央大学駿河台記念館

出 席 者 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）

##### 【第3回理事会】

期 日 平成24年12月7日（金）

場 所 東京 中央大学駿河台記念館

出 席 者 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）

##### 【第4回理事会】

期 日 平成25年3月8日（金）

場 所 東京 中央大学駿河台記念館

出 席 者 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）

##### 【第1回支部長会議】

期 日 平成24年8月3日（金）

場 所 青森 青森水産ビル

出 席 者 佐々木啓太会長

橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）

##### 【第2回支部長会議】

期 日 平成24年11月18日（金）

場 所 東京 TKP お茶の水カンファレンスセンター

出 席 者 佐々木啓太会長

橘康彦副会長（中国ブロック選出理事）

②厚生労働省事業への参加

【平成24年度 介護支援専門員研修改善事業 第2回ワーキンググループ】

期 日 平成24年6月7日（木）

場 所 東京 日本介護支援専門員協会 会議室

出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）

【平成24年度 介護支援専門員研修改善事業 第3回ワーキンググループ】

期 日 平成24年8月26日（日）

場 所 東京 日本介護支援専門員協会 会議室

出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）

【平成24年度 介護支援専門員研修改善事業 第4回ワーキンググループ】

期 日 平成24年10月16日（火）

場 所 東京 日本介護支援専門員協会 会議室

出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）

【平成24年度 介護支援専門員研修改善事業 第5回ワーキンググループ】

期 日 平成24年11月22日（木）

場 所 東京 日本介護支援専門員協会 会議室

出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）

【平成24年度 介護支援専門員研修改善事業 第6回ワーキンググループ】

期 日 平成25年3月1日（金）

場 所 東京 日本介護支援専門員協会 会議室

出席者 橘康彦副会長（ワーキンググループ委員）

【平成24年度 更新研修 全国指導養成研修】

期 日 平成24年12月13日、14日（木、金）

場 所 東京 日本教育会館

出席者 橘康彦副会長

【平成24年度 モデル事業】

○指導者養成研修（実務研修） 福岡県

期 日 平成24年11月7日、8日（木、金）

○指導者養成研修（実務研修） 山梨県

期 日 平成24年11月20日、21日（火、水）

出席者 橘康彦副会長

5 中国ブロック連絡会への参加

【第1回連絡会】

期 日 平成24年11月17日（土）

場 所 広島県介護支援専門員協会 会議室

出席者 佐々木啓太会長

橘康彦副会長

岩神亜紀理事

【第2回連絡会】

期 日 平成25年2月16日（土）

場 所 広島県介護支援専門員協会 会議室

出席者 佐々木啓太会長

橘康彦副会長

木村友和副会長

松谷法史理事

岩神亜紀理事  
大久保千絵代議員

6 他団体主催の各種研修会等にて、共催及び後援をした。

- ① 平成24年度山口県介護保険研究大会に共催  
(主催：山口県介護保険関係団体)
- ② 平成24年度「介護の日」記念イベントに後援  
(主催：山口県介護福祉士会)
- ③ 地域生活支援セミナーに後援  
(主催：山口県社会福祉協議会)
- ④ 第9回山口市在宅緩和ケア市民公開講座に後援  
(主催：山口市在宅緩和ケア支援センター)
- ⑤ 第1回 山口ハートフォーラムに後援  
(主催：NPO法人ふらっとコミュニティ)

## VI 会の運営

### 1 総会の開催

期 日	平成24年5月26日(土)
場 所	山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
出席者	59名(うち委任状出席7名)
報告事項	平成23年度補正予算について 細則変更について 会費の値上げについて
上程議案	第1号議案 平成23年度 事業報告について 第2号議案 平成23年度 決算報告について 第3号議案 役員改選について 第4号議案 平成24年度 事業計画(案)について 第5号議案 平成24年度 収支予算(案)について 第6号議案 会則変更について

### 2 理事会の開催

#### 【第1回】

期 日	平成24年4月28日(土)
場 所	山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
出席者	44名
内 容	平成23年度事業報告について 平成23年度収支決算について 第9回山口県ケアマネジメント研究大会について

#### 【総会終了後】

期 日	平成24年5月26日(土)
場 所	山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
出席者	26名
内 容	第1号議案 会則(細則)変更について 各部の方向性について

#### 【第2回】

期 日	平成24年8月11日(土)
場 所	山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
出席者	25名
内 容	調査研究部から

広報事業部から（キャストGXの件について）  
平成24年度 収支補正予算（案）について  
今後の県協会の方向性について  
事務局機能について

【研究大会終了後】

期 日 平成24年11月11日（日）  
場 所 山口市中央地域包括支援センター 会議室  
出 席 者 25名  
内 容 スーパービジョンフォローアップ研修について  
山口県介護支援専門員協会賛助会員の創設について  
事務局の検討について  
予算執行状況について  
日本介護支援専門員協会平成24年度第2回都道府県支部長会議について

【第3回】

期 日 平成25年3月9日（土）  
場 所 山口県セミナーパーク 研修室203  
出 席 者 25名  
内 容 予算執行状況について  
平成25年度事業計画（案）について  
平成25年度収支予算（案）について  
第10回山口県ケアマネジメント研究大会について  
事務局機能について  
規約改正について

3 常任理事会の開催

【第1回】

期 日 平成24年4月18日（水）  
場 所 山口県セミナーパーク 福祉用具リハビリテーション実習室  
出 席 者 8名  
内 容 各部の活動状況について  
平成23年度事業報告について  
平成23年度収支決算について  
平成24年度事業計画（案）について  
第9回山口県ケアマネジメント研究大会について

【第2回】

期 日 平成24年7月2日（月）  
場 所 山口県セミナーパーク 福祉用具リハビリテーション実習室  
出 席 者 9名  
内 容 今年度予算について  
会の方向性について  
事務局機能について

【第3回】

期 日 平成24年10月17日（水）  
場 所 山口県セミナーパーク 福祉用具リハビリテーション実習室  
出 席 者 7名  
内 容 スーパービジョンフォローアップ研修について  
山口県介護支援専門員協会賛助会員の創設について  
事務局の検討について  
予算執行状況について

**【第4回】**

期 日 平成24年12月21日（金）  
場 所 山口県セミナーパーク 福祉用具リハビリテーション実習室  
出 席 者 7名  
内 容 次年度計画について  
・事業方針、各部活動内容  
・賛助会員  
・表彰規定  
・他県との連携  
事務局公募の金額について  
今年度の会議予定について

**【第5回】**

期 日 平成25年2月23日（土）  
場 所 山口県セミナーパーク 研修室203  
出 席 者 7名  
内 容 次年度計画について  
・事業方針、事業内容、各部活動内容  
次年度予算について  
事務局機能について

**4 部会の開催**

**（1）組織総務部会の開催**

**【第1回】**

期 日 平成24年6月9日（土）  
場 所 山口県セミナーパーク 福祉用具リハビリテーション実習室  
出 席 者 5名  
内 容 ケアマネジメント研究大会について

**【第2回】**

期 日 平成24年7月16日（土）  
場 所 山口県セミナーパーク 福祉用具リハビリテーション実習室  
出 席 者 5名  
内 容 ケアマネジメント研究大会について

**【第3回】**

期 日 平成24年9月22日（土）  
場 所 山口県セミナーパーク 福祉用具リハビリテーション実習室  
出 席 者 5名  
内 容 ケアマネジメント研究大会について

**（2）広報事業部会の開催**

**【第1回】**

期 日 平成24年6月23日（土）  
場 所 清風ポラリス  
出 席 者 5名  
内 容 協会だより（第1号）の作成について  
ホームページの運用について

**【第2回】**

期 日 平成24年11月30日（金）  
場 所 清風ポラリス

出席者 4名  
内 容 協会だより（第2号）の作成について  
ホームページの運用について

【第3回】

期 日 平成25年3月28日（木）  
場 所 清風ポラリス  
出席者 5名  
内 容 ホームページの運用について

（3）調査研究部会の開催

【第1回】

期 日 平成24年6月29日（金）  
場 所 柳井市内  
出席者 5名  
内 容 調査研究内容・方法の検討について

【第2回】

期 日 平成24年9月25日（火）  
場 所 ながやす介護ステーション  
出席者 4名  
内 容 調査研究テーマの分析について

【第3回】

期 日 平成25年3月5日（火）  
場 所 松寿苑居宅介護支援事業所  
出席者 5名  
内 容 平成25年度調査研究部活動計画について

（4）公益事業部会の開催

【第1回】

期 日 平成24年7月1日（日）  
場 所 居宅介護支援事業所元気  
出席者 4名  
内 容 社会資源情報について  
「県協会からのおねがい」について  
災害対策机上訓練の実施について

【第2回】

期 日 平成24年7月12日（木）  
場 所 居宅介護支援事業所元気  
出席者 4名  
内 容 社会資源情報の掲載について  
「県協会からのおねがい」について  
山口県災害対策マニュアルの作成について

【第3回】

期 日 平成24年10月17日（金）  
場 所 居宅介護支援事業所元気  
出席者 5名  
内 容 社会資源情報の掲載について  
「県協会からのおねがい」の情報を収集分析について

山口県災害対策マニュアルの作成、机上訓練の実施について

【第4回】

期 日 平成24年12月21日（金）  
場 所 居宅介護支援事業所元気  
出席者 4名  
内 容 社会資源情報の掲載について  
「県協会からのおねがい」の情報について  
山口県災害対策机上訓練の実施について

【第5回】

期 日 平成25年2月14日（木）  
場 所 居宅介護支援事業所元気  
出席者 5名  
内 容 社会資源情報の掲載について  
「県協会からのおねがい」の情報について  
山口県災害対策机上訓練の実施について

(5) 生涯研修部会の開催

【第1回】

期 日 平成24年12月15日（土）  
場 所 コミュニティケア防府福祉相談室 会議室  
出席者 5名  
内 容 次年度研修の素案作成について  
研修参加勧奨の取組について

【第2回】

期 日 平成25年1月26日（土）  
場 所 コミュニティケア防府福祉相談室 会議室  
出席者 5名  
内 容 次年度の研修企画・運営について

5 各地域代表者会議の開催

期 日 平成25年2月23日（土）  
場 所 山口県セミナーパーク 研修室201  
出席者 20名  
議 案 平成25年度地域支部・県・日本介護支援専門員協会の入会について  
事務局委託について  
情報一斉送信方法のための協力について  
地域支部研修相互乗り入れについて

平成24年度 山口県介護支援専門員協会  
収支計算書

1 収入総額 18,591,895 円  
 1 支出総額 16,373,571 円  
 1 収支差引残高 2,218,324 円（次年度へ繰越）

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

収入の部

（単位：円）

科 目		本年度予算額	本年度決算額	差引増減	摘 要
款・項	目				
1	会費収入	9,253,000	9,918,000	665,000	
	1 会費収入	9,253,000	9,918,000	665,000	県年会費：1,385人×2,000円=2,770,000円 国入会金：223人×1,000円=223,000円 国年会費：1,385人×5,000円=6,925,000円
2	受託金収入	1,645,000	1,645,000	0	
	1 受託金収入	1,645,000	1,645,000	0	介護支援専門員実務従事者基礎研修に係わる業務＝県委託事業＝：1,645,000円
3	助成金収入	303,000	705,500	402,500	
	1 助成金収入	303,000	705,500	402,500	会員管理に関する手数料（平成23年度分） 1,332人×200円=266,400円（全会員分） 181人×200円=36,200円（新規入会者分） H24年度会費納入者対象支部交付金 1,343人×300円=402,900円（前期分）
4	寄付金収入	1,000	0	△ 1,000	
	1 寄付金収入	1,000	0	△ 1,000	
5	事業収入	7,491,000	5,655,000	△ 1,836,000	
	1 事業収入	7,491,000	5,655,000	△ 1,836,000	第9回ケアマネジメント研究大会1,133,000円 （広告料245,000円、企業紹介料10,000円含む） 介護支援専門員実務従事者基礎研修1,040,000円 実務従事者事務研修738,000円 スーパービジョン研修会(実践編)108,000円 スーパービジョン研修会(初級編)480,000円 CM模擬試験352,000円 公開事例検討会310,000円 対人援助技術研修527,000円 ターミナルケア研修会396,000円 精神疾患の基礎知識と支援研修会536,000円 協会だより(第1回)広告料5,000円 フレアスHPバナー広告20,000円 協会だより(第2回)広告料10,000円
6	雑収入	1,000	91,992	90,992	
	1 雑収入	1,000	91,992	90,992	預金利息、図書斡旋手数料、広告発送手数料等
当期収入合計（A）		18,694,000	18,015,492	△ 678,508	
前期繰越収入差額		576,000	576,403	403	
収入合計（B）		19,270,000	18,591,895	△ 678,105	

支出の部

(単位：円)

科 目		本年度予算額	本年度決算額	差引増減	摘 要
款・項	目				
1	運営費	1,228,000	672,476	△ 555,524	
	1 会議費	608,000	361,859	△ 246,141	常任理事会 43,380 理事会 173,602 部会運営 67,760 (組織総務・広報事業・調査研究・生涯研修・公益事業) 監査 3,780 代議員総会 33,821 各地域代表者会議 39,516
	2 旅費	220,000	55,480	△ 164,520	役員旅費 55,480
	3 事務費	400,000	255,137	△ 144,863	役員費、需用費 255,137
2	事業費	8,206,000	5,528,095	△ 2,677,905	
	1 調査広報費	636,000	228,753	△ 407,247	ホームページ管理 171,150 介護支援専門員協会だより 57,603 調査研究 0
	2 研修費	7,247,000	4,593,842	△ 2,653,158	第9回ケアマネジメント研究大会 514,249 介護支援専門員実務従事者基礎研修 2,459,501 実務従事者事務研修 378,056 スーパービジョン養成研修(実践編) 58,100 スーパービジョン養成研修(初級編) 345,550 CM模擬試験 251,790 対人援助技術研修 248,328 (新) 公開事例検討会 109,630 (新) ターミナルケア研修 92,028 精神疾患の基礎知識と支援 136,610
	3 福祉増進費	20,000	0	△ 20,000	0
	4 活動助成費	303,000	705,500	402,500	各地域協議会活動助成費 705,500
3	負担金	9,686,000	10,173,000	487,000	
	1 負担金	9,686,000	10,173,000	487,000	事務委託金 2,880,000 共益費 100,000 日本介護支援専門員協会入会金 223,000 日本介護支援専門員協会年会費 6,925,000 山口県社会福祉協議会会費 15,000 山口県介護保険関係団体連絡協議会会費 30,000
4	予備費	150,000	0	△ 150,000	
	1 予備費	150,000	0	△ 150,000	0
当期支出合計 (C)		19,270,000	16,373,571	△ 2,896,429	
当期支出差額(A)-(C)		△ 576,000	1,641,921	2,217,921	
支出合計(B)-(C)		0	2,218,324	2,218,324	

# 山口県介護支援専門員協会

## 貸借対照表

平成25年3月31日現在  
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
普通預金	564,276	(負債)	
未収金 山口県長寿社会課： 介護支援専門員実務従 事者基礎研修委託金	1,645,000	未払金 広報事業部会(第3回) 旅費	7,720
富士ゼロックス、西京銀行： 山口県介護支援専門員 協会たより第2号広告 料	10,000	(純財産)	
中央法規出版株式会社： 模擬試験会場費	6,768	繰越金	2,218,324
計	2,226,044	計	2,226,044

## 財産目録

平成25年3月31日現在  
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
普通預金 山口銀行 県庁内支店 No6147934	564,276	未払金	7,720
未収金	1,661,768		
資産合計	2,226,044	負債合計	7,720
差引正味財産			2,218,324



# 監査報告書

平成25年4月15日

山口県介護支援専門員協会

会長 佐々木啓太 様

監事

廣兼 裕之



監事

二井 隆一



私たち監事は、山口県介護支援専門員協会の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度の業務執行状況及び財産の状況について、監査いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 収支計算書は、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 財産目録は、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。

# 平成25年度 山口県介護支援専門員協会

## 事業計画（案）

### 【事業方針】

介護支援専門員の職能団体として立ち上がった「介護支援専門員協会」も10年を経過いたしました。その中で、様々な課題も見えてきています。

平成24年度の制度改正から1年が経過し、改定の課題についても見えてきています。「ケアプラン様式の見直し」「ケアマネジメントの評価・検証の手法」「介護支援専門員の養成・資格のあり方」については、「ケアマネジャーの資質向上と今後のあり方に関する検討会」で議論されているところです。

施設でも、在宅でも、利用者に寄り添い、利用者の個々の課題と向き合い、利用者や家族、サービス事業所と協働しながら、少しでも利用者が、自分らしく生活できるために、私達はケアマネジメントのスキルを常に高めていかなければならないと思います。

また、介護支援専門員が本来の「ケアマネジメント」を適切に行なえているかどうかについても、様々な意見が寄せられています。

介護支援専門員が、自分達の力量を高めるとともに、自分達の地位の確立が出来、社会にとって必要な「介護支援専門員」を目指していかなければなりません。

そこで、山口県介護支援専門員協会では、引き続き、介護支援専門員の「ケアマネジメント力」の向上の支援を地域協会と協力しながら行っていきます。

また、介護支援専門員として必要な情報提供がリアルタイムに提供できるシステムを構築いたします。

更に、地域の介護支援専門員協（議）会は、介護支援専門員協会の一番ベースとなる組織で、地域協会があってこそその県協会として、地域から県へ要望があったことに対して柔軟に対応いたします。そして、意見提言していくためにも必要な組織力を高めていくためにも、地域協会との連携を高めてまいります。

やはり、まずは「顔の見える関係」が大切だと思っています。これからも、地域協会の方々との相互交流を活性化させるとともに、「楽しみ」が共有できる活動を目指してまいります。

また、日本協会は、地域、県、国の三層構造の中でも、一番国と近いところにある組織となります。国への意見提言をしていく上において、日本協会は重要な役割を果たしてくれています。その日本協会の活動についても、意見を挙げていき、役割を果たしていただけるようにしてまいります。

このような活動を通して、介護支援専門員の一人ひとりが「この会に入って良かった」と思っただけのような会にしていきます。

## 【事業計画】

### 1. 組織力を高める活動

- 本会と県内各地域協（議）会の相互協力・情報交換のできる体制の整備（組）  
→事務局相互の連携、情報の共有化
- 会員数増員に対する、地域協（議）会との情報交換・相互協力体制の強化（三、組）  
→地域協会への説明活動、地域協会と協働した活動の実施
- 地域協（議）会の事務負担軽減に向けた支援の検討（三、事務局）  
→会費納入方法の簡素化
- 日本介護支援専門員協会への連絡体制の整備・必要な意見提言の実施（三）  
→日本協会諸会議への参加、日本協会への役員派遣
- 法人、事業所単位の賛助会員制度の創設（組）
- 会の状況に対応できる事務局機能の検討（三）

### 2. ケアマネのスキルアップ支援、体制整備活動

- ニーズのある研修会の開催（生）
- 研修委託を受けられる体制の整備（三、組）  
→法人格取得の検討
- 生涯研修体系の確立についての準備（生）
- 介護支援専門員の質の評価に向けた調査、準備（三、生）  
→例 広島県協会が実施しているような「ケアマネマイスター制度」のような形の模索
- 実態に即したケアマネジメント研究大会の開催（組、実行委員会）
- 永年勤続された介護支援専門員への表彰規定の創設（三、組）

### 3. 情報伝達、広報機能の充実

- ホームページの効果的な運用 (広)  
→情報の一元化が図れるようにする。
- 広報誌（山口県介護支援専門員協会）の発行による広報活動の実施 (広)
- テレビ、ラジオ、新聞等のメディア出演等を通じて、広く介護支援専門員協会の活動を知っていただく。 (三、広)
- 社会資源情報の一元化を図り、情報提供する。 (公)

### 4. 意見集約、意見提言

- 会員が日々悩んでいることや、国に提言したいこと等の意見集約及びそれを国へ意見提言していくための体制の整備。 (公)
- 会員の介護支援専門員や、会員外の介護支援専門員が、協会に対して何を求めているかについて調査していく。 (調)
- ケアマネタイムや介護支援専門員に必要な情報の活用状況について調査し、フィードバックしていく。 (調)

### 5. 研究事業

- 昨年実施した、介護支援専門員協会に求められるものを分析した結果から、事業に反映できるものを提案していく。 (調)
- ケアマネタイム等介護支援専門員にとって有用な情報についての調査を行い、今後より良い形に繋げていけるよう意見提言していく。 (調)

### 6. 緊急時対応、防災対策

- 災害が発生した場合に、当協会として柔軟に支援が行えるよう、日本協会が提供しているマニュアルを活用し、チェックリスト等を地域で活用できる形に作り替え、対応の準備をしておく。 (公)

## 7. 近県との連携、日本協会との連携

- 広島県・島根県との連携強化・研修相互乗り入れ (三、組、生)
- 福岡県との連携強化にむけた協議を開始していく (三、組、生)
- 日本協会への意見提言 (県協会として、日本協会への意見をしっかり伝える) (三)

### ◎ 役員会の運営・開催

- 1 代議員総会 年1回
- 2 代表者会議 年2回
- 3 理事会 年5回
- 3 常任理事会 年5回
- 4 監査 年1回
- 5 部会 各部会年3回程度

#### 略称の説明

- 三 三役 (会長、副会長)
- 組 組織総務部
- 生 生涯研修部
- 広 広報事業部
- 調 調査研究部
- 公 公益事業部

平成25年度 収支予算（案）  
山口県介護支援専門員協会

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

収入の部

(単位：千円)

科 目		H25年度 予算額	H24年度 当初 予算額	H24年度 補正後 予算額	比較増△減	摘 要
款・項	目					
1	会費収入	11,450	10,000	9,253	2,197	
	1 会費収入	11,450	10,000	9,253	2,197	会員@3,000×1,400人 日本協会会費@5,000×1,400人 日本協会入会金@1,000×200人 賛助会員@50,000×1団体
2	受託金収入	1,645	1,645	1,645	0	
	1 受託金収入	1,645	1,645	1,645	0	実務従事者基礎研修に係る業務 1,645,000円（山口県より）
3	助成金収入	754	303	303	451	
	1 助成金収入	754	303	303	451	平成24年度会員名簿取扱に係る業務 平成24年度会員支部交付金(後期) 平成25年度会員支部交付金
4	寄付金収入	1	1	1	0	
	1 寄付金収入	1	1	1	0	
5	事業収入	5,262	9,688	7,491	△ 2,229	
	1 事業収入	5,262	9,688	7,491	△ 2,229	各種研修参加費、広告掲載料
6	雑収入	1	1	1	0	
	1 雑収入	1	1	1	0	預金利息等
	当期収入合計	19,113	21,638	18,694	419	
	前年度繰越金収入	2,219	576	576	1,643	前年度繰越金
収入合計		21,332	22,214	19,270	2,062	

支出の部

(単位：千円)

科 目		H25年度 予算額	H24年度 当初 予算額	H24年度 補正後 予算額	比較増△減	摘 要
款・項	目					
1	運営費	2,301	2,070	1,228	1,073	
	1 会議費	1,401	1,120	608	793	常任理事会 185 理事会 703 部会運営費 248 (組織総務・広報事業・調査研究 ・生涯研修・公益事業) 監査 17 代議員総会 128 各地域代表者会議 120
	2 旅費	300	270	220	80	役員旅費 300
	3 事務費	600	680	400	200	役員費、需用費 600
2	事業費	8,148	9,914	8,206	△ 58	
	1 調査広報費	540	811	636	△ 96	ホームページ管理 56 介護支援専門員協会により 384 調査研究 100
	2 研修費	6,734	8,680	7,247	△ 513	第10回ケアマネジメント研究大会 864 介護支援専門員実務従事者基礎研修 3,645 実務事務研修 160 SV養成研修(実践編) 118 接遇研修 202 実務研修受講試験事前模試・解説講座 395 施設介護支援専門員研修 247 主任フォローアップ研修 284 通所サービス事業所が ケアマネに求めるもの 121 ALS等難病の医療知識 363 (仮)面接技術とコーチング 77 ストレスケアと認知行動療法 91 高次脳機能障害 77 災害対策机上訓練 59 介護支援専門員事前講習会 30
	3 福祉増進費	120	120	20	100	120
	4 活動助成費	754	303	303	451	754
3	負担金	10,225	10,255	9,686	539	
	1 負担金	10,225	10,255	9,686	539	事務委託金 2,880 共益費 100 日本介護支援専門員協会入会金 200 日本介護支援専門員協会年会費 7,000 山口県介護保険関係団体 連絡協議会会費 30 山口県社会福祉協議会会費 15
4	予備費	658	5	150	508	
	1 予備費	658	5	150	508	
支出合計		21,332	22,244	19,270	2,062	

# 山口県介護支援専門員協会 会則改正 対照表 (案)

## 改正前

### 第2章 会 員

#### (会員)

第5条 本会は、厚生省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県に勤務先又は住所を有する者を正会員とする。

2 本会の会員は、県内の各地域協議会の会員であることを原則とする。

3 会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。

#### (入会)

第6条 前条に掲げる者が本会に入会しようとするときは、各地域協議会事務局に入会申込書を提出しなければならない。

#### (会費)

第7条 会員は、細則に定める会費を納入しなければならない。

#### (退会)

第8条 会員は、次の各号に該当するときは会員の資格を失う。

- (1) 本人が退会を申し出たとき
- (2) 本人が死亡したとき及び介護支援専門員の資格を失ったとき
- (3) 会費を正当な理由なく年度末までに納めなかった場合
- (4) 会則の定められるところによって除名されたとき

2 前項第1号の規定により退会する場合は、その旨を各地域協議会事務局に届け出なければならない。

## 改正後

### 第2章 会 員

#### (会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

#### (1) 正会員

ア 厚生労働省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県に勤務先又は住所を有し、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。

イ 本会の正会員は、県内の各地域協議会の会員であることを原則とする。

ウ 本会の正会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。

#### (2) 賛助会員

理事会が別に賛助会員規程において定めた会員とする。

#### (入会)

第6条 前条に掲げる者が本会の正会員として入会しようとするときは、各地域協議会事務局に入会申込書を提出しなければならない。

#### (会費)

第7条 正会員は、細則に定める会費を納入しなければならない。

#### (退会)

第8条 正会員は、次の各号に該当するときは正会員の資格を失う。

- (1) 本人が退会を申し出たとき
- (2) 本人が死亡したとき及び介護支援専門員の資格を失ったとき
- (3) 会費を正当な理由なく年度末までに納めなかった場合
- (4) 会則の定められるところによって除名されたとき

2 前項第1号の規定により退会する場合は、その旨を各地域協議会事務局に届け出なければならない。

改正前

(除名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び介護保険法に反する重大な行為があった会員に対しては、理事会の議決により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

( 中 略 )

第10章 雑 則

(細則)

第 43 条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成14年7月21日から施行する。
- 3 この会則は、平成15年6月15日から施行する。
- 4 この会則は、平成16年5月23日から施行する。
- 5 この会則は、平成17年5月15日から施行する。
- 6 この会則は、平成18年5月14日から施行する。
- 7 この会則は、平成19年5月27日から施行する。
- 8 この会則は、平成24年5月26日から施行する。

改正後

(除名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び介護保険法に反する重大な行為があった正会員に対しては、理事会の議決により、これを除名することができる。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その正会員に弁明の機会を与えなければならない。

( 中 略 )

第10章 表 彰

(表彰)

第 43 条 本会は、別に定める本会表彰規定に基づき、正会員の表彰を行うことができる。

第11章 雑 則

(細則)

第 44 条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成14年7月21日から施行する。
- 3 この会則は、平成15年6月15日から施行する。
- 4 この会則は、平成16年5月23日から施行する。
- 5 この会則は、平成17年5月15日から施行する。
- 6 この会則は、平成18年5月14日から施行する。
- 7 この会則は、平成19年5月27日から施行する。
- 8 この会則は、平成24年5月26日から施行する。
- 9 この会則は、平成25年5月18日から施行する。

## 山口県介護支援専門員協会 賛助会員規程

山口県介護支援専門員協会（以下、「本会」とする。）は、賛助会員規程を以下のとおり定めます。

### （目的）

第1条 本会は、介護支援専門員の倫理の確立、専門的技能の研鑽、交流の促進を図り、もって介護支援専門員の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### （賛助会員の定義）

第2条 第1条の目的に共鳴し、本会の活動を主に資金的に支援する制度として、正会員とは別に、賛助会員制度を設けることとする。

2 賛助会員は、賛助会員会費（以下、「会費」という。）を納入する法人、事業所、施設及び関係団体等で、理事会の承認を得たものとする。

### （代議員及び議決権）

第3条 賛助会員は、正会員と異なり、本会の代議員になることはできない。したがって代議員総会での議決権も有しない。

### （入会）

第4条 本会への賛助会員入会に当たっては、本規程を承認の上、別に定める入会申込書により本会に申し込むものとする。

2 本会は、入会申込時に届出た内容に基づき審査し、届出事項に虚偽のものがあつた場合や、入会申込者に公序良俗に反する行為があつた場合等、本会が入会を不相当と判断した場合には入会申込みを承認しないことがある。本会は、個別の非承認に際し、その理由を示す必要がないものとする。入会申込時に会費を納入し、その後本会が入会を承認しなかった場合、納入した会費は全額返金するものとする。

### （届出事項の変更）

第5条 賛助会員は、入会申込時に届け出た内容に変更があつた場合、速やかに本会に届け出るものとし、それ以後も同様とする。

2 賛助会員が前項により届出を怠つた場合に、賛助会員に生じた損害について、本会は本会の故意又は過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

### （会費）

第6条 賛助会員は、年会費として、毎年以下の金額を支払うものとする。

年会費 105万円、10以上

2 会費は、初年度は入会申込み時に支払うこととし、次年度以降は本会発行の請求書による前納一括払いとする。

### （会員資格及び有効期間）

第7条 会員資格の有効期間は、初年度は入会承認日からその年度の3月末日とし、次年度以降は4月1日から翌年3月末日とする。

2 前項に定める有効期間は、会員又は本会から特に申出がない限り、満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

3 会員資格は、第三者に譲渡したり、使用させたり、担保権の設定等をしたりすることはできない。

(会費の払戻し)

第8条 賛助会員が既に納入した会費については、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(報告)

第9条 本会は、賛助会員に対し、定時に事業報告及び決算報告をするものとする。

(会員特典)

第10条 賛助会員は次のような特典を受けることができる。

(1) 本会からのニュース、その他情報（郵送物は1社につき1部）を受け取ることができる。

(2) 本会から正会員へ郵送物を送る時にパンフレット等を同封することができる。

(3) 本会が主催する研修会等で優先的に展示することができる。

(4) 本会のホームページへバナー広告を掲載し、リンクを貼ることができる。

(会員情報等の取扱い)

第11条 本会は、本会が保有する賛助会員が入会申込時に届け出た賛助会員に関する情報（第5条により変更された情報を含む。）を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努める。

2 本会は、賛助会員情報を、賛助会員の同意を得ずに本会の活動以外の目的に利用しないものとする。

3 本会は、前項のほか、以下の場合を除き賛助会員情報を第三者に提供しないものとする。

(1) あらかじめ当該会員情報にかかる賛助会員の同意が得られた場合

(2) 法令により開示を求められた場合

(3) 個別の賛助会員を識別できない状態で提供する場合

4 賛助会員は、自身の会員情報の開示・訂正の請求を随時行えるものとする。その場合は、本会所定の様式にて本会に届け出るものとする。

5 本会は、本会による賛助会員資格の取消し、又は賛助会員の退会から1年間を経過したときは、会員情報を破棄できるものとする。

(賛助会員資格の取消)

第12条 本会は、賛助会員が以下の各条項に一つでも該当するに至った場合、賛助会員に事前に通知又は催告することなく本会の賛助会員資格を直ちに取り消すことができるも

のとする。この場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わない。また、第三者への賛助会員資格の継承はできない。

- (1) 本規定の条項に違反した場合
- (2) 賛助会員が入会申込時及び届出事項変更時に虚偽の事項を届出たことが判明した場合
- (3) 賛助会員が会費の支払、その他本会に対する債務の履行を怠った場合
- (4) 本会の名誉を著しく傷つける行為、または賛助会員としての品位を損なう行為があったと本会が認めた場合
- (5) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (6) 政治的、宗教的な目的で利用していると認められる場合
- (7) その他、本会が賛助会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合  
(退会)

第13条 賛助会員は、退会する場合、本会が別に定める退会届を本会に提出して、任意に退会することができる。ただし、その場合、既に納入された会費の払戻しは一切行わないものとする。また、未払いの会費がある場合には、賛助会員は、退会後も本会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

(禁止事項)

第14条 賛助会員は、本会による活動に当たり、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の賛助会員、第三者若しくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (2) 他の賛助会員、第三者若しくは本会に不利益や損害を与える行為、又はそれらの恐れのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はその恐れのある行為
- (5) 本会の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (6) 営業活動や営利目的、またその準備を目的とした行為(本会が承認した場合を除く。)
- (7) その他、不適切と判断される行為

(賛助会員の遵守事項)

第15条 賛助会員は、本規約に定める事項を誠実に遵守するほか、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 本会の実施事業を通じて提供される情報等を、不正の目的をもって利用してはならない。
- (2) 本会の実施事業を通じて提供される情報等の知的財産権は、本会又は当該情報等の著作者、著作権を有する本会以外の法人若しくは個人に帰属する。賛助会員は当該情報の複製・販売等により、当該知的財産権を侵害してはならないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第16条 賛助会員は、入会時、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2 賛助会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて本会の信用を毀損し、若しくは本会の業務を妨害する行為
- (4) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 賛助会員が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本会が本会の賛助会員として不適切であると判断した場合には、本会は書面による通知により賛助会員資格を取消することができるものとする。本条による会員資格取消の場合、賛助会員が本会に対して支払った会費は一切返却しないものとする。

(免責事項)

第17条 本会は、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 賛助会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、賛助会員は自己の責任と費用をもって解決し、本会に損害を与えることのないものとする。

3 賛助会員が本規定に反した行為、又は不正若しくは違法な行為によって本会に損害を与えた場合、本会は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(準拠法)

第18条 本規定の成立・効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとする。

(協議管轄裁判所)

第19条 本会と賛助会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとする。

2 協議によっても解決しない場合、また訴訟の必要が生じた場合は、本会の所在地を管轄する裁判所を賛助会員と本会の専属的合意管轄裁判所とする。

(規定変更)

第20条 本会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規程を変更することができる。

第21条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

本規定は、平成25年6月1日から施行する。

## 山口県介護支援専門員協会 表彰規定

(目的)

第1条 山口県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）が行う事業の向上、発展に顕著な功績のあった者を表彰する。

(表彰の基準)

第2条 本会は、毎年4月1日現在において、次の各号全てに該当するものを表彰する。

- (1) 介護支援専門員として10年以上（在職期間が中断されている場合は、その期間を除き、通算するものとする。）業務に精勤し、功績が顕著である者
- (2) 当該年度本会の会員である者
- (3) 当該年度までの直近5年以上継続して本会の会員である者
- (4) 山口県内で介護支援専門員として従事又は活動している者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行うこととする。

2 前項の表彰状又は感謝状には、必要に応じて副賞を添えることができる。

(表彰の手続き)

第4条 第2条の表彰の基準に該当する者があるときは、申告書（様式1）及び履歴書（様式2）を本会の地域協会に提出し、表彰の申請をするものとする。

2 本会の地域協会は、提出された申告書（様式1）及び履歴書（様式2）を本会事務局に提出するものとする。

3 本会の地域協会は、申告書（様式1）及び履歴書（様式2）を本会の事務局に提出後、申請者の身分に異動があった場合又は表彰にふさわしくない事故等が生じた場合は速やかに本会事務局へ連絡することとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年1回、山口県ケアマネジメント研究大会において行い、これを公表する。

(表彰の公示)

第6条 被表彰者の氏名・功績等は、本会広報誌「山口県介護支援専門員協会だより」に公示する。

(表彰審査及び決定)

第7条 本会の地域協会より表彰手続きが行われた場合は、理事会にて第2条に掲げる基準により審査し、被表彰者の選考を行い、理事会での承認を得て被表彰者を決定する。

2 前項の被表彰者の決定に当たっては、当該年度の予算を考慮し、その年度の被表彰者数を制限することができる。

(表彰の制限)

第8条 次に掲げる者は、表彰しない。

- (1) 表彰日以前において懲戒処分を受けた者
- (2) 刑事事件に関し起訴された者
- (3) 上記に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと認められる者

2 表彰は、10年を経過した者が、一回限りで受けられるものとする。

(表彰の取消)

第9条 表彰後、被表彰者に表彰の趣旨に反する行為又は本会の活動を否定する行為があったときは、会長は、理事会に諮り表彰を取り消すことができる。

（規程の改廃）

第10条 この規程は、本会理事会において改廃するものとする。

（表彰の事務）

第11条 表彰に関する事務は、本会事務局において行う。

（実施細目）

第12条 この規程に定めるもののほか、規程の実施について必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、山口県介護支援専門員協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局を、本会が定める団体に置く。また、委託する団体については細則でこれを定める。

(目的)

第3条 本会は、介護支援専門員の倫理の確立、専門的技能の研鑽、交流の促進を図り、もって介護支援専門員の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 介護支援専門員に関する調査研究及び普及啓発に関すること。
- (5) 介護サービス提供事業者、介護保険関係専門職団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (6) 日本介護支援専門員協会の支部としての活動に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

## 第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、厚生省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県に勤務先又は住所を有する者を正会員とする。

2 本会の会員は、県内の各地域協議会の会員であることを原則とする。

3 会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。

(入会)

第6条 前条に掲げる者が本会に入会しようとするときは、各地域協議会事務局に入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、細則に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、次の各号に該当するときは会員の資格を失う。

- (1) 本人が退会を申し出たとき
- (2) 本人が死亡したとき及び介護支援専門員の資格を失ったとき
- (3) 会費を正当な理由なく年度末までに納めなかった場合
- (4) 会則の定められるところによって除名されたとき

2 前項第1号の規定により退会する場合は、その旨を各地域協議会事務局に届け出なければならない。

(除名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び介護保険法に反する重大な行為があった会員に対しては、理事会の議決により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 35名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 会長、副会長、部長を常任理事とする。

(役員選出)

第11条 理事及び監事の選出方法については、別に定め、総会において決定する。

2 会長および副会長は、理事の中から理事会において互選する。

3 役員に欠員が生じた場合、必要に応じて理事会で後任の役員を決定し、総会において報告する。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、日本介護支援専門員協会の支部長としての業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにその職務を代行する。

3 事務局長は、委託先の事務局、地域協議会および日本介護支援専門員協会の事務局との連携を図る。

4 部長は、事業計画が遂行されるように専門部会を総括する。

5 理事は、本会の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。

(2) 財産及び会計の状況を監査する。

(3) 前2号の監査の結果、不正の疑いがあることを発見したときは、これを総会、理事会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を請求することが出来る。

(5) 理事の業務執行の状況または、この会の財産状況について理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求することが出来る。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 任期の途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前各項の規定にかかわらず、役員は理事会で認めた事情のない限りは、次期役員が選任されるまでの間、その職務にとどまらなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号に該当する場合は、任期の途中であっても、理事会の議決に基づき解任することができる。但し、その場合は、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。さらに、決定した場合には、総会において報告する。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(3) 本人の申し出によるとき

(事務局長)

第15条 この会に事務局長をおくことが出来る。

2 事務局長は、会長の推薦により理事会において決定する。

## 第4章 総 会

(種別)

第16条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は、細則の定めるところにより、地域協議会ごとに選任する。

3 理事は、代議員を兼ねることはできない。

(機能)

第18条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。

(1) 会則変更に関する事項

(2) 事業計画及び活動報告の承認に関する事項

(3) 予算及び決算の承認に関する事項

(4) その他本会の運営に関する重要な事項

(招集及び開催)

第19条 会長は、毎年1回通常総会を招集しなければならない。

2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(3) 第12条第6項4号の規定により、招集の請求があったとき

(総会の成立)

第20条 総会は代議員の4分の3以上の出席をもって成立する。

2 総会に出席できない代議員は、他の代議員にその権限を委任し、議決に加わることができる。

3 前項による権限の行使をした代議員はこれを出席したものとみなす。

(議長)

第21条 総会の議長は、総会に参加した代議員の中から選出する。

(議決要件)

第22条 総会の議事は、出席代議員の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員及び代議員の現在数及び出席者数

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

## 第5章 常任理事会

(構成)

第24条 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

(機能)

第25条 常任理事会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。

(1) 理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第26条 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第27条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長は、常任理事会を開催するには、会議の目的たる事項を示して開催日7日前までに各常任理事に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第28条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 常任理事会で協議した事項は、理事会に報告する。

(定足数)

第29条 常任理事会は、常任理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第30条 常任理事会の議事は、出席常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に定める事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 第9条の規定により除名に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会を開催するには、会議の目的たる事項を示して開催日20日前までに各理事に対してその旨を通知しなければならない。

(議長及び議事録)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 理事会の議事録については、第23条の規定を準用する。

(理事会の成立)

第36条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催できない。

2 理事会に出席できない理事は、他の理事にその権限を委任し、議決に加わることができる。

3 前項による権限の行使をした理事はこれを出席したものとみなす。

(議決)

第37条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第7章 専門部会

(専門部会)

第38条 本会は、細則に定める専門部会を置く。

2 各部会は、部長及び理事をもって構成する。

3 部長は、専門部会で協議した事項を理事会に報告する。

## 第8章 顧問

### (顧問)

第39条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、本会に特別の功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により会長が委託する。

3 顧問は、本会の業務について理事会へ意見を述べることができる。

## 第9章 会計

### (会計)

第40条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもってまかなう。

(1) 会費

(2) その他の収入

(予算及び決算)

第41条 本会の収支は、すべて予算の定めるところによる。

2 本会の収支決算は、会計年度終了後、監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 雑則

### (細則)

第43条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て会長がこれを定める。

## 附 則

1 この会則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この会則は、平成14年7月21日から施行する。

3 この会則は、平成15年6月15日から施行する。

4 この会則は、平成16年5月23日から施行する。

5 この会則は、平成17年5月15日から施行する。

6 この会則は、平成18年5月14日から施行する。

7 この会則は、平成19年5月27日から施行する。

8 この会則は、平成24年5月26日から施行する。

## 山口県介護支援専門員協会細則

### 第1編 総則

(細則の目的)

第1条 山口県介護支援専門員協会細則(以下「細則」という。)は、会則第43条により本会の運営に必要な事項を定める。

### 第2編 通則

#### 第1章 会費

(会費の額)

第2条 会則第7条における本会の会費を次に掲げる額とする。

- |                  |     |        |            |
|------------------|-----|--------|------------|
| (1) 山口県介護支援専門員協会 | 年会費 | 3,000円 |            |
| (2) 日本介護支援専門員協会  | 入会金 | 1,000円 | 年会費 5,000円 |

(納付会費)

第3条 一旦納付した会費は事由の如何を問わず、返還しない。

#### 第2章 理事

(選出)

第4条 会則第11条に基づく理事の選出基準を以下の2通りとする。

- (1) 地域協議会からの選出：地域協議会の会員概ね70名に対して1名の推薦とする。  
(役員改選の年の2月20日現在の会員数とする。)
- (2) 会長の推薦：理事35名の枠内に応じて、会長が推薦できるものとする。

#### 第3章 監事

(選出)

第5条 監事は、理事会の推薦により会員より選出する。

#### 第4章 代議員

(任務)

第6条 日本介護支援専門員協会の代議員は、日本介護支援専門員協会の総会に出席し、議決権を行う。

2 山口県介護支援専門員協会の代議員は、山口県介護支援専門員協会の通常総会に出席し、議決権を行う。

(定員)

第7条 日本介護支援専門員協会代議員は、日本介護支援専門員協会の社員(代議員)選出細則に定めるものとする。

2 山口県介護支援専門員協会代議員は、毎年2月20日現在の正会員数を基に20人に1人の割合とする。

(選出)

第8条 日本介護支援専門員協会代議員は、日本介護支援専門員協会の選挙管理規定に基づいて選出する。

2 日本介護支援専門員協会の提示する代議員定数に応じ、山口県介護支援専門員協会理事会において、理事を代議員立候補者として推薦する。ただしこれは、会員の立候補を妨げるものではない。

3 山口県介護支援専門員協会代議員の選出は、地域協議会会長が推薦し、毎年本会通常総会において選出する。

(名簿)

第9条 地域協議会において山口県介護支援専門員協会の代議員の名簿を作成し、会長に提出しなければならない。

#### 第5章 専門部会

(専門部会)

第10条 会則第38条による専門部会を以下のとおりとする。

- (1) 総務組織部会
- (2) 調査研究部会
- (3) 広報事業部会
- (4) 生涯研修部会
- (5) 公益事業部会

## 第6章 旅費の支給

第11条 本会の旅費については以下のとおりとする。

交通費	<ul style="list-style-type: none"><li>• 1キロメートルにつき20円の車賃を支給する。また、自宅から一般道を利用して45キロメートルを超える者が、高速道路を利用した場合には高速道路の利用料金も支給する。</li><li>• ただし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとし、また、同乗の場合は同乗した者の旅費は支給しないこととする。</li></ul>
旅行雑費	県外 2,400円
	県内 なし
宿泊費	県外 10,900円
	県内 9,800円

## 第7章 事務局

第12条 本会の事務局を、山口県社会福祉協議会に委託する。

### 附 則

- 1 この会則は、平成18年5月14日から施行する。
- 2 この会則は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この会則は、平成25年4月1日から施行する。

# 山口県介護支援専門員協会役員名簿

平成24年6月1日～平成26年5月31日

役名(担当)	氏名	地域	〒	勤務先	勤務先住所	勤務先電話番号	勤務先FAX番号		
会長	佐々木 啓太	防府市	747-0035	コミュニティケア防府福祉相談室	防府市栄町1-6-1 KSビル4階	0835-28-7751			
副会長	橘 康彦	山口市	753-0061	山口市中央地域包括支援センター	山口市朝倉町5番4号	083-934-3338	083-934-3487		
副会長	木村 友和	岩国市	741-0092	新生会介護保険相談室	岩国市大字多田3-101-5	0827-44-0707	0827-44-0517		
事務局長	藤本 邦和	防府市	747-0024	周防国府ケアプランセンター	防府市国衙5-9-27	0835-25-4775	0835-27-5020		
理事	組織総務部	部長	松谷 法史	下関市	759-6604	特別養護老人ホームはまゆう苑	下関市横野町3丁目15-10	083-258-3800	0832-58-5397
			山本 史彦	下関市	759-6604	下関市本庁地域包括支援センター	下関市南部町1-1	083-231-1943	
			林 浩二	下関市	751-0833	特別養護老人ホーム寿海荘	下関市武久町2丁目53-8	083-253-5251	
			頃末 能宏	下関市	751-0823	貴船園居宅介護支援事業所	下関市貴船町3-4-1	083-223-0275	083-223-0276
			阿部 頼江	美祢市	759-2212	美祢市立病院	美祢市大嶺町東分1313-1	0837-52-1700	
	広報事業部	部長	堀田 慎一郎	山陽小野田市	757-0004	医療法人健仁会あさ紫苑	山陽小野田市桜1丁目3-1	0836-71-1700	0836-71-1701
			横山 具寛	長門市	759-3802	清風ボラリス	長門市三隅中326	0837-43-0325	
			岩本 裕子	萩広域	759-3411	すさ苑居宅介護支援事業所	萩市大字須佐1378-1	08387-6-3146	08387-6-3148
			渡邊 康浩	萩広域	758-0061	萩市指定居宅介護支援事業所 かがやき	萩市椿3460-2	0838-24-4717	0838-24-4112
	公益事業部	部長	松井 康博	山口市(会長幹)	753-0083	松井介護支援事務所	山口市後河原117	083-941-5114	083-941-5118
			藤本 真樹	周南市	745-0302	やまなみ荘在宅介護支援センター	周南市鹿野上2755-1	0834-68-4183	
			内山 由紀	周南市	745-0825	ケアパートナー周南	周南市秋月3-18-11	0834-39-0466	0834-28-4556
			福井 治枝	下松市	744-0061	指定居宅介護支援事業所 元気	下松市大字河内2761-2	0833-45-2200	
			鬼木 泰子	光市	743-0103	鬼木事務所 指定居宅介護支援事業所	光市岩田1180-1	090-7544-0323	
	調査研究部	部長	田村 則子	下松市	744-0051	特別養護老人ホーム松寿苑	下松市来巻944-1	0833-47-1200	0833-47-1222
			三井 栄三	岩国市	740-0032	介護付き有料老人ホーム クローバーハウス	岩国市川下町2丁目9番31号	0827-28-5602	0827-24-2310
			守田 由起子	柳井広域	742-1511	居宅介護支援事業所サポートたぶせ	熊毛郡田布施町下田布施806	0820-51-0180	0820-52-0080
			関永 里美	柳井広域	742-0031	河村福祉サービス柳井介護センター	柳井市南町2丁目3-20	0820-24-6610	
			河本 好英	周防大島町	742-2301	やまびこ苑居宅介護支援事業所	大島郡周防大島町大字久賀中瀬田5375-1	0820-79-0123	
	生涯研修部	部長	岩神 亜紀	柳井広域(会長幹)	742-1102	ながやす介護ステーション	熊毛郡平生町平生村862-2	0820-56-7890	0820-56-6556
		松井 清之	岩国市	740-0034	訪問看護ステーション つくし	岩国市南岩国町2-78-39	0827-32-8338	0827-32-8378	
		山本 太郎	山口市	754-0002	特別養護老人ホーム 小郡・山手一番館	山口市小郡下郷29	083-974-0200	083-973-6700	
		末富 琢馬	宇部市	747-0036	サンキ・ウエルピィ(株) ティサービスセンター防府	防府市戎町1丁目9-17	0835-21-8811		
		板垣 智子	宇部市	759-0207	宇部西ショートステイ	宇部市際波字東河田287-1	0836-45-3333	0836-45-1224	
監事		二井 隆一	下関市	752-0928	みどり園居宅介護支援事業所	下関市長府才川2丁目21-2	083-248-0986	083-248-1304	
		廣兼 裕之	萩広域	758-0063	萩市社会福祉事業団 萩市楽々園	萩市大字山田4293-1	0838-26-4690	0838-26-5388	
顧問	松永 俊夫	山口市	753-0061	在宅複合型施設やすらぎ	山口市朝倉町4番55-6号	083-924-6614	083-924-7045		

## 山口県内介護支援専門員連絡協議会事務局一覧表

	圏域	名称	事務局	担当者	会長	〒	住所	電話番号	FAX番号
1	岩国	岩国市介護支援専門員連絡協議会	特別養護老人ホーム美和苑	中佐 孔二	末廣 美子	740-1231	岩国市美和町生見2538	0827-96-1130	0827-96-0419
2	柳井	柳井広域介護支援専門員連絡協議会	サンキ・ウエルビィ介護センター柳井	田村 明子	萬 悦子	742-0031	柳井市南町1-8-4 西村ビル1F	0820-24-1064	0820-24-1065
3	柳井	周防大島介護支援専門員連絡協議会	やまびこ苑居宅介護支援事業所	河本 好英	河本 好英	742-2301	周防大島町大字久賀5375-1	0820-79-0123	0820-72-2882
4	周南	周南市介護支援専門員連絡協議会	徳山医師会居宅介護支援事業所	内藤 誠	藤本 真樹	745-8510	周南市慶万町6-28	0834-27-4155	0834-32-9048
5	周南	下松市介護支援専門員協会	下松市長寿社会課地域包括支援係	伊本 由美子	田村 則子	744-8585	下松市大手町3-3-3	0833-45-1838	0833-41-1515
6	周南	光市介護支援専門員連絡協議会	光中央病院	吉富 寿男	鬼木 泰子	743-0063	光市島田2丁目22番16号	0833-72-0676	0833-72-0789
7	防府	防府介護支援専門員協会	周防国府ケアプランセンター	藤本 邦和	谷山 龍	747-0024	防府市国衙5丁目9-27	0835-25-4775	0835-27-5020
8	山口	山口市介護支援専門員協会	済生会やすらぎ居宅介護支援事業所	尾中 未来	小峯 千香	753-0061	山口市朝倉町4-55-6	083-924-6614	083-924-7045
9	宇部	宇部市介護支援専門員協議会	宇部あかり園在宅介護支援センター	天野 三津子	綿田 敏孝	755-0151	宇部市大字西岐波229-105	0836-51-4343	0836-51-6325
10	宇部	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	小野田老人ホーム	三浦 久美	山田 起代	756-0831	山陽小野田市大字小野田325番地の2	0836-83-4862	0836-83-0315
11	宇部	美祢市介護支援専門員協会	特別養護老人ホームみとう悠々苑	山本 英子	福田 俊彦	754-0211	美祢市美東町大田字刈屋5378番地-1	08396-2-1100	08396-2-1108
12	下関	下関市介護支援専門員連絡協議会	社会福祉法人 松美会 アイユウの苑	清水 朱美	辻中 浩司	750-0092	下関市彦島迫町3-17-2	083-266-6501	083-266-7276
13	長門	長門地域介護支援専門員連絡協議会	長門総合病院リハビリテーション科	池永 泰典	横山 具寛	759-4194	長門市東深川85番地	0837-22-2408	0837-22-6542
14	萩	萩広域介護支援専門員連絡協議会	萩市指定居宅介護支援事業所かがやき	山野井 真紀子 中野 百合江	刀祢 志津子	758-0061	萩市大字椿3460-2	0838-24-4717	0838-24-4112

## 介護支援専門員 倫理綱領

### 前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

### 条 文

#### (自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

#### (利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

#### (専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

#### (公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

#### (社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。